

危険猟法の範囲及び硝酸塩による捕獲手法の位置づけ

危険猟法

- ・爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という）により鳥獣の捕獲等をしてはならないとされている。（法第36条）
- ・直接間接に人間の身体又は生命に対する危害を及ぼすおそれのあるもの、公共安全を維持するために必要なものが該当し得る。

爆発物
・ダイナマイト等

劇薬

- ・発煙硫酸、塩酸、クロロホルム等

毒薬

- ・黄燐、砒素、塩酸カリ等

硝酸塩（毒薬に該当）を使用する猟法

主に麻酔薬として使用

毒物及び劇薬取締法 別表第1及び別表第2

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第3

動物用医薬品等取締規則別表第2

その他環境省令で定める猟法（規則第45条）

- ・据銃、陥穽
- ・その他人の生命又は身体に重体な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法

硝酸塩による捕獲手法は、麻酔薬としてではなく、それそのものにより捕獲等を実施するもの。また、一般の麻酔薬と異なり、知見が十分に蓄積されておらず、広く野外に散布する利用形態が想定される。以上から、その取扱いは麻酔薬に比べ、慎重を期する必要がある。

今回、パブリックコメントを実施の上、新たに審査基準を設定予定。環境省案は次のとおり。

硝酸塩を用いた鳥獣の捕獲等は、人畜や他の生物の影響も否定できないことから、当面、次の基準を満たす場合であること。

- ・鳥獣保護管理事業において広く使用が認められるまでの人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、それらを明らかにするための学術研究を目的とするものであること。
- ・法第18条に基づき、鳥獣を放置してはならないことから、柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収し、適切に処理すること。
- ・対象鳥獣以外の鳥獣の錯誤捕獲等を未然に防止するため、実際に餌を設置する環境において事前に、硝酸塩を混合する餌にどのような鳥獣が誘引されるかを確認して、捕獲対象鳥獣以外の鳥獣が摂食しないことを確認すること。
- ・人畜や生態系への影響を未然に防止するため、硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法によること。
- ・確実に目的を達成する観点から、事前に、対象動物の餌の嗜好性を確認する等、対象動物が致死量に至る量の餌を確実に摂食すること等を確認すること。

その他、人畜や生態系への影響等の科学的知見が不足していることから、その影響を防止するための対応等も含めて、土地所有者、市町村の承認を得ること。

危険猟法は法第37条第1項に基づく許可を受ければ、使用することができる。許可基準は法第37条第3項に規定しているほか、許可の頻度が高い麻酔薬については、行政手続法上の審査基準を設け、許可基準を明確化している。

硝酸塩による捕獲についても実証段階に入ったため、新たに行政手続法上の審査基準を設け、許可基準の明確化を行う。